

第 2 8 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成28年 2月 5日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

名古屋市上下水道みなと営業所において誓約書提出による支払い件数は何件か

- 2 同年 2月19日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 2月29日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として、本件対象文書について作成していないため、不存在であると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。
 - (1) 名古屋市上下水道局（以下「局」という。）の営業所における営業事務についての取扱いを定めた営業事務手続では、分割納入（同一人が 1件の上下水道料金を複数回に分けて納入すること）について、「お客さまから申し出があり、特にやむを得ないと認められる場合は、所長の判断により行うものとする」と定めている。

また、「対象期別の上下水道料金未納額が 5万円を超える場合は、原則として支払計画を明記した誓約書等を提出させる」と定めており、当該定めを受けて各営業所では局で調製した誓約書の用紙を備えている。

(2) さらに、営業事務手続には、「誓約書等を徴した場合は所長までの決裁を受け保管する」こと及び「次回窓口納入の際、分割納入であることが分かるように、所内関係者に周知しておく」ことについても併せて定めている。

しかし、その誓約書の徴取件数について記載する文書を作成することは定めておらず、各営業所においても当該文書は作成していない。

(3) 上記(1) 及び(2) のとおり、誓約書用紙は各営業所に備えてはいるが、その誓約書の徴取件数については、業務上把握する必要はないため集計しておらず、件数を記載した文書は存在しない。

(4) 調査課は本件公開請求に対し、平成28年 2月 8日付けで港営業所に文書で照会し、平成28年 2月12日付けで文書不存在の回答を得ている。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

調査課の田口はみなと営業所に聴取もせずに不存在にした。誓約書用紙は存在している。ゼロ件でなければ存在する。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 本件対象文書について

(1) 実施機関の主張によると、誓約書用紙は各営業所に備えてはいるが、誓約書の徴取件数については、業務上把握する必要がないため集計はしていないとのことである。

(2) 当該実務の運用において、本件対象文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

3 したがって、本件対象文書は存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 3月25日	諮問書の受理
4月 7日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月28日	実施機関の弁明意見書を受理
10月 5日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述等申出書を提出するよう通知
令和元年11月15日 (第23回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 2月28日 (第26回第 1小委員会)	調査審議
3月19日 (第27回第 1小委員会)	調査審議
6月 2日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久